

宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以</p>

改 正 案	現 行
上 5 0 キロメートル未満である職員 <u>2 9 , 1 0 0 円</u>	上 5 0 キロメートル未満である職員 <u>2 6 , 2 0 0 円</u>
サ 使用距離が片道 5 0 キロメートル以上 上 5 5 キロメートル未満である職員 <u>3 2 , 3 0 0 円</u>	サ 使用距離が片道 5 0 キロメートル以上 上 5 5 キロメートル未満である職員 <u>2 8 , 0 0 0 円</u>
シ 使用距離が片道 5 5 キロメートル以上 上 6 0 キロメートル未満である職員 <u>3 5 , 5 0 0 円</u>	シ 使用距離が片道 5 5 キロメートル以上 上 6 0 キロメートル未満である職員 <u>2 9 , 8 0 0 円</u>
ス 使用距離が片道 6 0 キロメートル以上である職員 <u>3 8 , 7 0 0 円</u>	ス 使用距離が片道 6 0 キロメートル以上である職員 <u>3 1 , 6 0 0 円</u>
(3) (略)	(3) (略)
3~6 (略) (宿日直手当)	3~6 (略) (宿日直手当)
第 1 6 条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回について宿直手当 <u>4 , 7 0 0 円</u> 、日直手当 <u>4 , 7 0 0 円</u> (1 月 1 日から同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日にあっては <u>1 4 , 1 0 0 円</u>) を支給する。 (期末手当)	第 1 6 条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回について宿直手当 <u>4 , 4 0 0 円</u> 、日直手当 <u>4 , 4 0 0 円</u> (1 月 1 日から同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日にあっては <u>1 万 3 , 2 0 0 円</u>) を支給する。 (期末手当)
第 1 7 条 (略)	第 1 7 条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5</u> 、 <u>1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ~ (4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 1 2 5</u> _____ を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ~ (4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5</u> 、 <u>1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u> 」とあるのは「 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 7 0</u> 、 <u>1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 7 2 . 5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>1 0 0 分の 1 2 5</u> _____ 」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 7 0</u> _____ 」とする。
4~6 (略) (勤勉手当)	4~6 (略) (勤勉手当)
第 1 8 条の 3 (略)	第 1 8 条の 3 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

改 正 案							現 行								
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額							(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105								
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額							(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50								
3～5 (略)							3～5 (略)								
別表第1 (第3条関係)							別表第1 (第3条関係)								
行政職給料表															
職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 183,500	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300
	2	196,900	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600		2	184,600	266,300	300,300	323,100	356,900	410,100
	3	198,100	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500		3	185,800	267,300	301,800	324,900	358,500	411,900
	4	199,200	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300		4	186,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,700
	5	200,300	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100		5	188,000	269,300	304,600	328,300	362,100	415,500
	6	202,000	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900		6	189,700	270,300	305,700	330,000	364,100	417,300
	7	203,600	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700		7	191,300	271,300	306,700	331,700	366,000	419,100
	8	205,200	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500		8	192,900	272,300	307,900	333,400	367,900	420,900
	9	206,700	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100		9	194,500	273,300	309,100	335,000	369,800	422,700
	10	208,400	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		10	196,200	274,300	310,700	336,700	371,700	424,500
	11	210,000	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		11	197,800	275,300	312,300	338,400	373,600	426,200
	12	211,600	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		12	199,400	276,400	313,900	340,300	375,500	427,900
	13	213,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		13	201,000	277,400	315,400	342,200	377,400	429,500
	14	214,800	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		14	202,700	278,700	317,000	344,100	379,200	431,000
	15	216,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		15	204,400	280,000	318,600	346,000	381,000	432,400
	16	218,200	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		16	206,100	281,200	320,200	347,900	382,700	433,700
	17	219,400	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		17	207,400	282,500	321,700	349,800	384,400	434,900
	18	221,000	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		18	209,000	283,800	323,400	351,700	386,100	436,100

改 正 案							現 行								
	19	222,600	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		19	210,600	285,000	325,000	353,600	387,800	437,300
	20	224,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		20	212,100	286,200	326,600	355,400	389,500	438,400
	21	225,600	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		21	213,600	287,300	328,000	357,200	391,200	439,500
	22	227,200	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		22	215,200	288,500	329,700	359,000	392,800	440,500
	23	228,800	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		23	216,800	289,800	331,400	360,800	394,300	441,500
	24	230,400	301,600	343,700	369,500	404,200	453,500		24	218,400	291,100	333,000	362,500	395,700	442,500
	25	237,600	302,900	344,900	371,200	405,600	454,100		25	225,600	292,400	334,200	364,200	397,000	443,400
	26	238,700	303,900	346,800	372,900	406,800	454,700		26	226,700	293,400	336,100	365,900	398,200	444,300
	27	239,800	304,900	348,500	374,600	408,000	455,300		27	227,800	294,400	337,800	367,600	399,300	445,100
	28	240,900	305,900	350,100	376,300	409,000	455,900		28	228,900	295,500	339,400	369,300	400,400	445,900
	29	242,000	307,000	351,600	378,000	410,100	456,600		29	230,000	296,600	340,900	371,000	401,500	446,500
	30	242,900	308,200	353,200	379,600	411,300	457,400		30	231,100	297,800	342,500	372,600	402,500	447,100
	31	243,800	309,300	354,800	381,200	412,400	457,800		31	232,200	298,900	344,100	374,200	403,500	447,700
	32	244,800	310,500	356,400	382,800	413,500	458,500		32	233,300	300,100	345,700	375,800	404,500	448,300
	33	245,800	311,600	358,100	384,400	414,500	459,000		33	234,400	301,300	347,400	377,400	405,500	448,800
	34	246,700	312,900	359,900	385,900	415,500	459,400		34	235,500	302,600	349,200	378,900	406,500	449,300
	35	247,600	314,200	361,700	387,400	416,400	459,800		35	236,600	303,900	351,000	380,400	407,400	449,800
	36	248,400	315,500	363,500	388,900	417,300	460,200		36	237,700	305,200	352,800	381,900	408,300	450,300
	37	249,500	316,700	365,000	390,300	418,200	460,600		37	238,800	306,500	354,300	383,300	409,200	450,800
	38	250,600	317,800	366,400	391,700	419,000	460,900		38	239,800	307,600	355,700	384,700	410,000	451,200
	39	251,700	318,900	367,800	393,100	419,800	461,200		39	240,800	308,700	357,100	386,100	410,800	451,600
	40	252,800	320,000	369,200	394,500	420,500	461,500		40	241,800	309,800	358,500	387,500	411,500	452,000
	41	253,900	321,000	370,700	395,800	421,200	461,800		41	242,800	310,800	360,000	388,800	412,200	452,400
	42	254,900	322,000	371,500	397,100	421,900	462,100		42	243,800	311,800	360,800	390,100	412,900	452,800
	43	255,900	323,000	372,400	398,400	422,500	462,400		43	244,800	312,800	361,800	391,400	413,500	453,200
	44	256,900	324,000	373,400	399,600	423,100	462,700		44	245,800	313,800	362,800	392,600	414,100	453,600
	45	257,900	325,000	374,300	400,800	423,700	463,000		45	246,800	314,800	363,700	393,800	414,700	453,900
	46	258,900	326,000	375,400	401,900	424,300	463,300		46	247,800	315,800	364,800	394,900	415,300	454,200
	47	259,900	327,000	376,300	403,000	424,900	463,600		47	248,800	316,800	365,700	396,000	415,900	454,500
	48	260,900	327,900	377,300	404,000	425,400	463,900		48	249,800	317,700	366,700	397,000	416,400	454,800
	49	261,900	328,800	378,200	405,000	425,900	464,100		49	250,800	318,600	367,600	398,000	416,900	455,000
	50	262,900	329,700	378,900	405,900	426,400	464,300		50	251,800	319,500	368,300	398,900	417,400	455,200
	51	263,900	330,600	379,600	406,800	426,900	464,500		51	252,800	320,400	369,000	399,800	417,900	455,400
	52	264,900	331,500	380,200	407,600	427,400	464,700		52	253,800	321,300	369,600	400,600	418,400	455,600
	53	265,900	332,400	380,600	408,400	427,900	464,900		53	254,800	322,200	370,000	401,400	418,900	455,800
	54	266,900	333,300	381,200	409,200	428,400	465,100		54	255,700	323,100	370,600	402,200	419,400	456,000
	55	267,900	334,200	381,800	410,000	428,900	465,300		55	256,600	324,000	371,300	403,000	419,900	456,200
	56	268,900	335,000	382,500	410,800	429,400	465,500		56	257,500	324,800	372,000	403,800	420,400	456,400
	57	269,900	335,800	382,800	411,500	429,900	465,700		57	258,400	325,600	372,300	404,500	420,900	456,600

改正案								現行							
	58	270,800	336,500	383,500	412,200	430,400	465,900		58	259,300	326,300	373,000	405,200	421,400	456,800
	59	271,700	337,200	384,200	412,800	430,900	466,100		59	260,200	327,000	373,700	405,800	421,900	457,000
	60	272,600	337,900	384,800	413,400	431,400	466,300		60	261,100	327,700	374,300	406,400	422,400	457,200
	61	273,500	338,500	385,100	413,900	431,900	466,500		61	262,000	328,300	374,600	406,900	422,900	457,400
	62	274,400	339,100	385,600	414,400	432,400	466,700		62	262,900	328,900	375,100	407,400	423,400	457,600
	63	275,300	339,700	386,200	414,900	432,900	466,900		63	263,800	329,500	375,700	407,900	423,900	457,800
	64	276,200	340,300	386,800	415,300	433,400	467,100		64	264,700	330,100	376,300	408,300	424,400	458,000
	65	277,100	340,900	387,100	415,700	433,900	467,300		65	265,500	330,700	376,600	408,700	424,900	458,200
	66	277,900	341,500	387,700	416,100	434,400	467,500		66	266,300	331,300	377,200	409,100	425,400	458,400
	67	278,700	342,100	388,400	416,400	434,900	467,600		67	267,100	331,900	377,900	409,400	425,900	458,500
	68	279,500	342,700	389,000	416,700	435,400	467,700		68	267,900	332,500	378,500	409,700	426,400	458,600
	69	280,300	343,300	389,400	417,000	435,800	467,800		69	268,700	333,100	378,900	410,000	426,800	458,700
	70	281,000	343,800	389,900	417,300	436,200	467,900		70	269,500	333,600	379,400	410,300	427,200	458,800
	71	281,700	344,300	390,500	417,600	436,600	468,000		71	270,300	334,100	380,000	410,600	427,600	458,900
	72	282,400	344,800	391,000	417,900	437,200	468,100		72	271,100	334,600	380,500	410,900	428,200	459,000
	73	283,100	345,300	391,500	418,200	437,600	468,200		73	271,800	335,100	381,000	411,200	428,600	459,100
	74	283,800	345,800	392,100	418,500	438,000	468,300		74	272,500	335,600	381,600	411,500	429,000	459,200
	75	284,500	346,200	392,500	418,800	438,400	468,400		75	273,200	336,000	382,100	411,800	429,400	459,300
	76	285,200	346,600	392,800	419,100	438,800	468,500		76	273,900	336,400	382,400	412,100	429,800	459,400
	77	285,900	347,000	393,200	419,400	439,200	468,600		77	274,600	336,800	382,800	412,400	430,200	459,500
	78	286,600	347,400	393,700	419,700	439,600	468,700		78	275,300	337,200	383,300	412,700	430,600	459,600
	79	287,300	347,800	394,100	420,000	439,900	468,800		79	276,000	337,600	383,700	413,000	430,900	459,700
	80	288,000	348,200	394,500	420,300	440,200	468,900		80	276,700	338,000	384,100	413,300	431,200	459,800
	81	288,700	348,600	394,900	420,600	440,500			81	277,400	338,400	384,500	413,600	431,500	
	82	289,400	349,000	395,400	420,900	440,700			82	278,100	338,800	385,000	413,900	431,700	
	83	290,000	349,400	395,800	421,200	440,900			83	278,800	339,200	385,400	414,200	431,900	
	84	290,600	349,800	396,200	421,500	441,100			84	279,500	339,600	385,800	414,500	432,100	
	85	291,200	350,200	396,500	421,800	441,300			85	280,200	340,000	386,100	414,800	432,300	
	86	291,800	350,600	396,700	422,100	441,500			86	280,900	340,400	386,300	415,100	432,500	
	87	292,400	351,000	396,900	422,400	441,700			87	281,600	340,800	386,500	415,400	432,700	
	88	293,000	351,400	397,100	422,700	441,900			88	282,300	341,200	386,700	415,700	432,900	
	89	293,600	351,700	397,300	422,900	442,100			89	283,000	341,500	386,900	415,900	433,100	
	90	294,200	352,000	397,500	423,100	442,300			90	283,700	341,800	387,100	416,100	433,300	
	91	294,800	352,300	397,700	423,300	442,500			91	284,300	342,100	387,300	416,300	433,500	
	92	295,400	352,600	397,900	423,500	442,700			92	284,900	342,400	387,500	416,500	433,700	
	93	296,000	352,900	398,100	423,700	442,900			93	285,500	342,700	387,700	416,700	433,900	
	94	296,600	353,200	398,300	423,900	443,100			94	286,100	343,000	387,900	416,900	434,100	
	95	297,200	353,500	398,400	424,100	443,300			95	286,700	343,300	388,000	417,100	434,300	
	96	297,800	353,700	398,500	424,300				96	287,300	343,500	388,100	417,300		

改 正 案						現 行							
	97	298,400	353,900	398,600	424,500		97	287,900	343,700	388,200	417,500		
	98	299,000	354,100	398,700	424,600		98	288,500	343,900	388,300	417,600		
	99	299,600	354,300	398,800	424,700		99	289,100	344,100	388,400	417,700		
	100	300,200	354,500	398,900	424,800		100	289,700	344,300	388,500	417,800		
	101	300,800	354,700	399,000	424,900		101	290,300	344,500	388,600	417,900		
	102	301,400	354,900	399,100	425,000		102	290,900	344,700	388,700	418,000		
	103	302,000	355,100	399,200	425,100		103	291,400	344,900	388,800	418,100		
	104	302,600	355,300	399,300			104	291,900	345,100	388,900			
	105	303,100	355,500	399,400			105	292,400	345,300	389,000			
	106	303,600	355,800				106	292,900	345,600				
	107	304,100	356,100				107	293,400	345,900				
	108	304,500	356,400				108	293,900	346,200				
	109	304,900	356,700				109	294,300	346,500				
	110	305,300	357,000				110	294,600	346,800				
	111	305,700	357,300				111	294,900	347,100				
	112	306,000	357,600				112	295,200	347,400				
	113	306,300	357,800				113	295,500	347,600				
	114	306,600	358,000				114	295,800	347,800				
	115	306,900	358,200				115	296,100	348,000				
	116	307,200	358,400				116	296,400	348,200				
	117	307,500	358,600				117	296,700	348,400				
	118	307,800					118	296,900					
	119	308,000					119	297,100					
	120	308,200					120	297,300					
	121	308,400					121	297,500					
	122	308,600					122	297,700					
	123	308,800					123	297,900					
	124	309,000					124	298,100					
	125	309,200					125	298,300					
	126	309,400					126	298,500					
	127	309,600					127	298,700					
	128	309,800					128	298,900					
	129	310,000					129	299,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	
		円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800		円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600
												円 362,700	

宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u>	(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u>	(1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u> 」とする。
_____とあるのは「 <u>100分の71.25</u> _____とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第18条の3 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u>	4～6 (略) (勤勉手当) 第18条の3 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗

改 正 案	現 行
じて得た額の総額 3～5 (略)	じて得た額の総額 3～5 (略)

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表
 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期 が満了し、辞職し、失職し、除名され、死 亡し、又は議会の解散により任期が終了し た日現在)において議長、副議長、常任委 員長、議会運営委員長及び議員が受けるべ き議員報酬月額及びその議員報酬月額に1 00分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期 が満了し、辞職し、失職し、除名され、死 亡し、又は議会の解散により任期が終了し た日現在)において議長、副議長、常任委 員長、議会運営委員長及び議員が受けるべ き議員報酬月額及びその議員報酬月額に1 00分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> <u>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇</u> <u>月以内の期間におけるその者の在職期間の</u> <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に</u> <u>定める割合を乗じて得た額とする。</u>
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表
(第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期 が満了し、辞職し、失職し、除名され、死 亡し、又は議会の解散により任期が終了し た日現在)において議長、副議長、常任委 員長、議会運営委員長及び議員が受けるべ き議員報酬月額及びその議員報酬月額に <u>1 00分の15</u> を乗じて得た額の合計額に <u>1 00分の232.5</u>	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、任期 が満了し、辞職し、失職し、除名され、死 亡し、又は議会の解散により任期が終了し た日現在)において議長、副議長、常任委 員長、議会運営委員長及び議員が受けるべ き議員報酬月額及びその議員報酬月額に <u>1 00分の15</u> を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の 235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)

町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）
 (下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）
 (下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）
 (下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u></p> <p><u>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u></p> <p><u>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)
(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行																								
(特定任期付職員の給料表等)	(特定任期付職員の給料表等)																								
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>405,000</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>455,000</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>508,000</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>574,000</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>655,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	<u>1</u>	<u>405,000</u>	<u>2</u>	<u>455,000</u>	<u>3</u>	<u>508,000</u>	<u>4</u>	<u>574,000</u>	<u>5</u>	<u>655,000</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>634,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	<u>1</u>	<u>392,000</u>	<u>2</u>	<u>440,000</u>	<u>3</u>	<u>492,000</u>	<u>4</u>	<u>555,000</u>	<u>5</u>	<u>634,000</u>
号給	給料月額（円）																								
<u>1</u>	<u>405,000</u>																								
<u>2</u>	<u>455,000</u>																								
<u>3</u>	<u>508,000</u>																								
<u>4</u>	<u>574,000</u>																								
<u>5</u>	<u>655,000</u>																								
号給	給料月額（円）																								
<u>1</u>	<u>392,000</u>																								
<u>2</u>	<u>440,000</u>																								
<u>3</u>	<u>492,000</u>																								
<u>4</u>	<u>555,000</u>																								
<u>5</u>	<u>634,000</u>																								
2～4 (略)	2～4 (略)																								
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)																								
第9条 (略)	第9条 (略)																								
2 特定期付職員に対する給与条例第17条第2項（期末手当）の適用については、同項中「 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5</u> 」とする。	2 特定期付職員に対する給与条例第17条第2項（期末手当）の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> _____」とあるのは「 <u>100分の95</u> _____」とする。																								
3 特定期付職員に対する給与条例第18条の3第2項（勤勉手当）の適用については、同項第1号中「 <u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90</u> 」とする。	3 特定期付職員に対する給与条例第18条の3第2項（勤勉手当）の適用については、同項第1号中「 <u>100分の105</u> _____」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> _____」とする。																								
4～6 (略)	4～6 (略)																								

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）
(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項（期末手当）の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> <u>_____</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> <u>_____</u> 」とする。	(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項（期末手当）の適用については、同項中「 <u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5</u> 」とする。
3 特定任期付職員に対する給与条例第18条の3第2項（勤勉手当）の適用については、同項第1号中「 <u>100分の106.25</u> <u>_____</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> <u>_____</u> 」とする。	3 特定任期付職員に対する給与条例第18条の3第2項（勤勉手当）の適用については、同項第1号中「 <u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表
 (下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第1章及び第2章 (略)	第1章及び第2章 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)
第1節及び第2節 (略)	第1節及び第2節 (略)
<u>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</u>	<u>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</u>
<u>第4章 雜則(第53条)</u>	
附則 (内容及び手続の説明及び同意)	附則 (内容及び手續の説明及び同意)
第5条 (略)	<p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 電磁的記録媒体をもって調製するファ</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>イルに前項に規定する重要事項を記録したもの</p> <p>を交付する方法</p> <p>3 前項に規定する方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号
(内容及び手続の説明及び同意)	に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第38条 (略)	(内容及び手続の説明及び同意)
	第38条 (略)
	2 第5条第2項から第6項までの規定は、

改 正 案	現 行
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) （略）</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下<u>この号</u>及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～11 （略）</p> <p><u>第4章 雜則</u></p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第53条 <u>特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者</u>（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供</p>	<p><u>前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) （略）</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下<u>この号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～11 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>	

改 正 案	現 行
(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	
3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	
4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	
(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの	
(2) ファイルへの記録の方式	
5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	
6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、	

改 正 案	現 行
<p><u>第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p>	

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表
 (下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。 この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3 及び4 (略) (連携施設に関する特例)	3 及び4 (略) (連携施設に関する特例)
第45条 (略)	第45条 (略)
2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認める者（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、 <u>第6条第1項各号列記以外の部分</u> の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。	2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認める者（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、 <u>第6条第1項本文</u> の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

